

保険医療機関指定・基本診療料・施設基準等に関するご案内

2025年5月31日

■ 当診療所は、保険医療機関として下記の指定を受けています

健康保険法、原爆一般医療、生活保護法、特定疾患（指定難病）の一部、
公害健康被害者医療、介護保険法（居宅療養管理指導）

■ 関東信越厚生局長等へ以下の届出を行っております

- ・ 外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算
- ・ 在宅療養支援診療所
- ・ 機能強化加算
- ・ 在宅時医学総合管理料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 I

■ 当診療所は、明細書を無料で発行します。

公費医療制度を利用しているため窓口自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。明細書には、検査や処置、使用した薬剤の名称など診療に関する情報が記載されており、患者の皆様にとって大切な『個人情報』です。その点を十分にご理解いただき、取り扱いにご注意ください。
なお、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

■ 長期収載医薬品選定療養について

2024年10月より、患者さんの希望で先発医薬品が処方された場合、調剤薬局でのお会計が変わります（負担金額が増えます）。後発医薬品（ジェネリック医薬品）の積極的な利用をお願いいたします。
なお、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はありません。

■ 保険外併用療養費に関する事項

なし

■ 保険外負担に関する事項 ※ 金額は消費税込み

通常診断書 医療生協かながわ組合員 1,680 円、未加入の方 2,100 円

往診・訪問診療に係る車代 550 円より など

■ 医療情報取得加算

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。

患者さんの診療情報を正確に取得・活用し、質の高い医療を提供することを目指しています。

■ 明細書発行等体制加算

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進するために、原則として「個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書」を無料で発行しています。明細書には、受けた検査や注射した薬剤の名称や数量などが記載されます。保険点数 1 点が算定されます。

その点をご理解いただいたうえで明細書を希望されない方は、受付職員までお申し出ください。

■ 外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算

- 1, 院内感染防止対策に関する基本的な考え方
- 2, 院内感染防止対策のための組織体制
- 3, 院内感染防止対策のための研修
- 4, 院内感染発生状況の報告
- 5, 院内感染発生時の対応
- 6, 患者等に対する情報提供
- 7, 地域連携

※別紙「院内感染対策に関する取組事項」に詳細を掲載しました。

■ 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

なお、2024年10月より長期収載品について医療上の必要性が認められない場合に患者さんの希望で処方した場合は、調剤薬局での会計が増えます（選定療養費）。

■ 機能強化加算

当院では「かかりつけ医」として、以下の取り組みを行っています。

- 1、 必要に応じて、専門医や専門医療機関への紹介を行います。
- 2、 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 3、 保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
- 4、 緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。
- 5、 必要に応じて、受診されている他の医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。ご了承ください。
- 6、 夜間・休日の急患等の問い合わせにつきましては同じ法人の戸塚病院（☎864-1241）へのご案内を行っております。